

永田浜におけるウミガメの保護と観察に係る検討課題

1. 策定主体：永田浜ウミガメ保全協議会

2. 適用場所：永田浜（いなか浜、前浜、四ツ瀬浜）

- ・ 法規制を行う場合は、対象区域を明確にする必要がある。

3. ルール内容改正のタイミング

- ・ 団体受入人数や適用期間の見直し等について、どの時点で変更を行うか。

（法規制を行う場合）

案 1	法規制が適用されるとき（平成 23 年 4 月予定）に改正する 強制力のある規制となるため、利用者からの理解が得られやすい。 予約受付体制及び受入れ体制も同時に整えることができる。 × 1 年間、改正が遅れる。
案 2	来シーズン（平成 22 年～）からすぐに改正する 改善点をすぐに反映できる。 × 平成 21 年度から続けての内容変更になるため、混乱が起こる可能性がある。

4. 適用期間

- ・ 産卵期が徐々に早まっており、7 月末に観察できるウミガメの産卵個体が少ない。
- ・ 夏休みに入ると子どもたちが増え、安全管理が難しい。

案 1	5 月 1 日～ 8 月 3 1 日 ウミガメの上陸・産卵時期をカバーできる。 × 5 月 1 日～ 1 5 日の人員配置が新たに必要になる。 観察会の実施時期の見直しが必要。 例) 永田区ウミガメ連絡協議会：5 月 1 日～ 7 月 1 5 日 NPO 法人屋久島うみがめ館：7 月 1 6 日～ 8 月 3 1 日
案 2	5 月 1 5 日～ 8 月 3 1 日 現在の観察会や夜間臨時開館と開催時期と同じなので、混乱がない。 × 上陸個体が多い 5 月上旬をカバーできない。

5. 適用対象：永田浜を利用する人全て

- ・ 利用制限に関するルールについては、監視員や調査スタッフ、関係行政機関等は適用除外とする。

6. 規制人数：

産卵期

(1)一般客人数 80名

(2)団体客人数

- ・昨年度検討会では、将来的に縮小方向で検討することで合意した。
- ・修学旅行生は、環境教育としての意味もあるため、受け入れてもいいのではないかという意見あり

案1-1	<ul style="list-style-type: none">・団体の受入人数も併せて80名とする。ウミガメの産卵孵化環境に与える影響を抑制できる。参加者が一斉に到着した場合に起こる様々な混乱がなくなる。×法規制の適用前では、ツアー会社のキャンセルが収入を圧迫する可能性がある。×法規制の適用前では、ツアー会社等に予約が先行され、一般の方が参加できなくなる可能性がある。(法規制後は予約時に手数料がかかるため、ツアー会社の先行予約は抑えられる)
案1-2	<ul style="list-style-type: none">・修学旅行生・研修等は1日1団体程度受け入れ可能とする。ウミガメに関する環境教育の場を提供できる。×案内する際には、ウミガメへの影響がないよう、特に配慮して案内する必要あり。

ふ化期

- ・産卵期と同様に人数を制限する必要があるか、どうか検討する。

案1	<ul style="list-style-type: none">・産卵期と同様に事前予約及び人数を制限する。産卵期に対してウミガメへの影響は小さいものの、夜間臨時開館のための人的体制をとることが難しくなっているため、事前に参加者数が把握でき、集合時間を決められる方法がいいのではないか。そうすれば、開館時間は短くすむ。×法規制の適用前では、事前予約を行う体制はとれない。
----	---

2. 受入れ体制について

1) 実施者

永田浜ウミガメ保全協議会

2) 実施場所

3) 実施時間

産卵期

ふ化期

4) 実施内容